

24中地交第6号  
2024年10月8日

日本郵便株式会社 中国支社  
支社長 砂 孝治 殿

郵政産業労働者ユニオン中国地方本部  
執行委員長 小野 康邦 ㊟

## 2024年度年末年始業務運行に関する要求書

正常な業務運行及び職場環境を確保するために以下の要求を提出します。  
速やかに10月31日までに回答を行い、交渉を行うこと。

### 記

- 1、 2023年度年末年始繁忙の中国支社としての総括を明らかにすること。また今年度の年末年始業務運行の基本的考え方について説明すること。
- 2、 年末年始繁忙における13項目について、各職場労使委員会にて丁寧に説明すること。
- 3、 年末年始繁忙が始まるまでに、全社員が業務研究会に参加するよう指導すること。またやり方について、資料配布で終わらせることなく必要な意思疎通は十分行うこと。
- 4、 コストコントロールによる過度な抑制は行わず、各職場の正常な業務運行に必要な労働力を確保すること。短期非正規の雇用期間・雇用時間については、事前訓練も含めて局の状況に応じた柔軟な対応を行うこと。
- 5、 長期雇用の時給制契約社員の基本給が、短期アルバイトの時給単価を下回る場合は、差額の手当てを支給し時給逆転を解消すること。
- 6、 連続出勤は6日以内とし、1月1日から1月3日（遅くとも5日）まで全社員に対して休日を確保し、そのための廃休・非番労働は行わないように指導すること。
- 7、 特別条項を適用しないように指導すること。
- 8、 勤務時間管理を徹底し、休憩・休息が確保できるように指導を徹底すること。
- 9、 職場における労働災害根絶は、重要課題の一つと考える。年末年始繁忙期における労働災害根絶に向けた支社としての取り組みについて明らかに

すること。

- 10、2023年度の年末年始業務における労働災害の発生状況を内外別に明らかにすること。
- 11、2023年度の年末年始繁忙期間の交通事故件数と特徴を明らかにすること。
- 12、年末年始繁忙期における交通事故対策を明らかにすること。
- 13、クロネコゆうパケットの増加も想定される中、各局で実施されている減区・兼配について、円滑な業務運行の確保の為やめるように指導すること。
- 14、パレット落下事故防止に向け、施設点検を全局で実施するとともに、再発防止対策を講じること。またオーバースライダーについて、消耗品の交換も含めた安全基準を明確化すること。
- 15、機動車について、10万キロを超えるバイク・20万キロを超える軽四輪や故障車が未だに多くある。更改基準を年数から走行距離へ変更するとともに、修理が必要なものは早急に修理、あるいは代車を手配すること。
- 16、2025年用年賀葉書の販売の取り組みについて、支社として具体的に説明すること。
- 17、年賀葉書の販売にあたっては、局長をはじめ管理者に対するコンプライアンス研修を徹底し、自爆営業を発生させないこと。また全社員に対する研修を行うこと。
- 18、年賀葉書の販売については、郵便窓口及びコンビニを基本とすること。
- 19、年賀葉書の販売と同様に、お歳暮ギフトの販売について販売実績の追及や不適正営業を行わないよう徹底すること。
- 20、2023年度における、中国支社管内の年賀販売枚数と引受通数を明らかにすること。
- 23、各繁忙期において、計画書へ運送便の誤記や脱落が数多く見られる。運送便の設定にあたっては過積載がおこらないよう、過量の波動に対応できるように余裕を持った計画を行うこと。また、規定便及び臨時便で対応できない場合は、支社及び関係局ならびに運送会社と迅速かつ確実な連絡・連携体制を確保すること。
- 24、デパートゆうパックの引き受けが先行し、臨時便等運送便がまだ開設されていない段階でそれらを積載することにより、他の郵便物が積載出来ない事態が過去幾度となく発生している。結束に支障のない運送便と要員確保の予算を配分すること。
- 25、自社(正社員・期間雇用社員)と委託業者の配達比率を明らかにすること。
- 26、集配受託者に対し繁忙前に意思疎通を行い、品質の維持向上、必要な労働力を確保するよう対策を講じること。

- 27、書留やゆうパック等の当日再配達を中止し、基本翌日以降の再配達とすること。
- 28、新型コロナウイルス及びインフルエンザへの予防対策を明らかにすること。
- 29、大雪による帰宅困難者が発生した場合や取集業務や運送便に混乱が起きることが予想される場合の会社対応を具体的に明らかにすること。
- 30、その他追加要求についても早急に誠意をもってたいおうすること。

以上